

改 正 後	改 正 前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一 (略)</p> <p>一 三次元形状解析による体表の形態的診断 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 頭蓋、顔面又は頸部の変形性疾患</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。</p> <p>② 形成外科専門医（一般社団法人日本形成外科学会が認定したものをいう。以下同じ）、小児外科専門医（特定非営利活動法人日本小児外科学会が認定したものをいう。以下同じ）、眼科専門医（公益財団法人日本眼科学会が認定したものをいう。以下同じ）、耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したものをいう。以下同じ）又は口腔外科専門医（公益社団法人日本口腔外科学会が認定したものをいう。以下同じ）であること。</p> <p>③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。</p> <p>④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は歯科医師として三例以上の症例を実施していること。</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>① 形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻咽喉科又は歯科口腔外科を標榜していること。</p> <p>② 医療機器保守管理体制が整備されていること。</p> <p>③ 当該療養について三例以上の症例を実施していること。</p>

○厚生労働省告示第百二十八号
厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日において現にこの告示による改正前の厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（以下「旧告示」という。）により実施する先進医療（旧告示第二の三及び六並びに第三の七十及び七十六に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。
平成三十年三月二十六日
厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

二 陽子線治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
頭頸部腫瘍（脳腫瘍を含む）、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ 施設基準

- (1) (略)
- (2) 保険医療機関に係る基準

- ① (略)
- ② 実施診療科において、放射線治療専門医（公益社団法人日本放射線腫瘍学会及び公益社団法人日本医学放射線学会が認定したものをいう。以下同じ。）であつて、放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。
- ③～⑩ (略)

⑪ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査に応じること。

三・四 (略)

五 重粒子線治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ 施設基準

- (1) (略)
- (2) 保険医療機関に係る基準

- ① (略)
- ② 実施診療科において、放射線治療専門医であつて、放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。
- ③～⑩ (略)

⑪ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査に応じること。

六 (削る)

六 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査

イ (略)

ロ 施設基準

- (1) 主として実施する医師に係る基準
- ① (略)
- ② 脳神経外科専門医（一般社団法人日本脳神経外科学会が認定したものをいう。）であること。
- ③・④ (略)

七 (削る)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (削る)

三 陽子線治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
頭頸部腫瘍（脳腫瘍を含む）、肺・縦隔腫瘍、骨軟部腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ 施設基準

- (1) (略)
- (2) 保険医療機関に係る基準

- ① (略)
- ② 実施診療科において、放射線治療専門医（公益社団法人日本放射線腫瘍学会及び公益社団法人日本医学放射線学会が認定したものをいう。以下同じ。）及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。
- ③～⑩ (略)

⑪ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査が実施されていること。

四・五 (略)

六 重粒子線治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭頸部腫瘍、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ 施設基準

- (1) (略)
- (2) 保険医療機関に係る基準

- ① (略)
- ② 実施診療科において、放射線治療専門医及び放射線治療に専従する常勤の医師が二名以上配置されていること。
- ③～⑩ (略)

⑪ 公益社団法人日本放射線腫瘍学会の訪問調査が実施されていること。

七 (削除)

八 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査

イ (略)

ロ 施設基準

- (1) 主として実施する医師に係る基準
- ① (略)
- ② 脳神経外科専門医であること。
- ③・④ (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (削除)

十一 (略) (削る)

十一 歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

- ① (略)
- ② 歯周病専門医 (特定非営利活動法人日本歯周病学会が認定したものをいう。)又は口腔外科専門医 (公益社団法人日本口腔外科学会が認定したものをいう。)であること。
- ③・④ (略)

(2) (略)

十二 樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

- ① (略)
- ② 血液専門医 (一般社団法人日本血液学会が認定したものをいう。以下同じ)、消化器病専門医 (一般財団法人日本消化器病学会が認定したものをいう。以下同じ)、呼吸器専門医 (一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものをいう。以下同じ)、呼吸器外科専門医 (特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。以下同じ)、消化器外科専門医 (一般社団法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。以下同じ)、がん薬物療法専門医 (公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定したものをいう。以下同じ)又は乳腺専門医 (一般社団法人日本乳癌学会が認定したものをいう。)であること。
- ③・④ (略)

(2) (略)

十三 (略)

十三 定量的CTを用いた有限要素法による骨強度予測評価

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
骨粗鬆症、骨変形若しくは骨腫瘍又は骨腫瘍摘除術後のもの
施設基準

ロ 主として実施する医師に係る基準

- ① 専ら整形外科に従事し、当該診療科について六年以上の経験を有すること。
- ② 整形外科専門医 (公益社団法人日本整形外科学会が認定したものをいう。以下同じ。)であること。
- ③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。
- ④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。
- (2) 保険医療機関に係る基準
- ① 整形外科及び放射線科を標榜していること。
- ② 診療放射線技師が配置されていること。
- ③ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- ④ 医療安全管理委員会が設置されていること。
- ⑤ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

十四 歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

- ① (略)
- ② 歯周病専門医 (特定非営利活動法人日本歯周病学会が認定したものをいう。)又は口腔外科専門医であること。
- ③・④ (略)

十五 樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法

イ (略)

ロ 施設基準

- (1) 主として実施する医師に係る基準
- ① (略)
- ② 血液専門医 (一般社団法人日本血液学会が認定したものをいう。以下同じ)、消化器病専門医 (一般財団法人日本消化器病学会が認定したものをいう。以下同じ)、呼吸器専門医 (一般社団法人日本呼吸器学会が認定したものをいう。以下同じ)、呼吸器外科専門医 (特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。以下同じ)、消化器外科専門医 (一般社団法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。以下同じ)、がん薬物療法専門医 (公益社団法人日本臨床腫瘍学会が認定したものをいう。以下同じ)又は乳腺専門医 (一般社団法人日本乳癌学会が認定したものをいう。)であること。
- ③・④ (略)

(2) (略)

十三 (略)
(削る)

十四 多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 眼科専門医（公益財団法人日本眼科学会が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③～⑤ (略)

(2) (略)

(削る)

十七 (略)

十八 EBウイルス感染症迅速診断（リアルタイムPCR法）
対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

イ EBウイルス感染症（免疫不全のため他の方法による鑑別診断が困難なものに限る。）
施設基準

ロ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら内科、小児科、外科、小兒外科又は泌尿器科に従事し、当該診療科について三年以上の経験を有すること。

(2) ① 総合内科専門医（一般社団法人日本内科学会が認定したものをいう。以下同じ）、小児科専門医、外科専門医（一般社団法人日本外科学会が認定したものをいう。以下同じ）、小兒外科専門医又は泌尿器科専門医であること。

② 当該療養について一年以上の経験を有すること。

③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

④ 保険医療機関に係る基準

(1) 内科、小児科、外科、小兒外科又は泌尿器科を標榜していること。

(2) 臨床検査技師が配置されていること。

(3) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(4) 医療機器保守管理体制が整備されていること。

(5) 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑥ 当該療養について症例を実施していること。

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 眼科専門医であること。

③～⑤ (略)

(2) (略)

二十 フェニルケトン尿症の遺伝子診断

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

ロ フェニルケトン尿症、高フェニルアラニン血症又はヒオプテリン反応性フェニルアラニン水酸化酵素欠損症

施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

② 小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

十五
十七
(削る)
(略)

(削る)

- (2) 保険医療機関に係る基準
- ① 小児科を標榜していること。
- ② 臨床検査技師が配置されていること。
- ③ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- ④ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
- ⑤ 医療安全管理委員会が設置されていること。
- ⑥ 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに從つて検体の品質管理が行われていること。
- ⑦ 当該療養について症例を実施していること。
- ⑧ 当該療養について症例を実施していること。
- 二十一
二十三 (略)
- 二十四 前眼部三次元画像解析
- イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
- 緑内障、角膜ジストロフィー、角膜白斑、角膜変性、角膜不正乱視、水疱性角膜症、円錐角膜若しくは水晶体疾患又は角膜移植術後である者に係るもの
- ロ 施設基準
- (1) 主として実施する医師に係る基準
- ① 専ら眼科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。
- ② 眼科専門医であること。
- ③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。
- (2) 保険医療機関に係る基準
- ① 眼科を標榜していること。
- ② 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- ③ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。
- 二十五 急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髓微小残存病変(MRD)量の測定
- イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
- 急性リンパ性白血病(ALL)又は非ホジキンリンパ腫(NHL)であつて初発時に骨髄浸潤を認めるリンパ芽球性リンパ腫若しくはパーキットリンパ腫
- ロ 施設基準
- (1) 保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準
- ① 主として実施する医師に係る基準
- (イ) 専ら小児科又は内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- (ロ) 血液専門医であること。
- (ハ) 当該療養について三年以上の経験を有すること。
- (ニ) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(削る)

- ② 保険医療機関に係る基準
 - (イ) 小児科を標榜していること。
 - (ロ) 実施診療科において、血液専門医の経験を五年以上有する常勤の医師が三名以上配置されていること。
 - (ハ) 臨床検査技師が配置されていること。
 - (ニ) 病床を十床以上有していること。
 - (ホ) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数、本文の規定にかかわらず、二以上であること。
 - (ヘ) 当直体制が整備されていること。
 - (ト) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (チ) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - (リ) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
 - (ヌ) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (ル) 当該療養について二十例以上の症例を実施していること。
 - (2) 保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準
 - ① 主として実施する医師に係る基準
 - (イ) 専ら小児科又は内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
 - (ロ) 血液専門医であること。
 - ② 保険医療機関に係る基準
 - (イ) 小児科又は内科を標榜していること。
 - (ロ) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
 - (ハ) 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。
 - (3) (2)に規定する保険医療機関から検体の採取以外の業務を受託する保険医療機関の施設基準
 - ① (1)に規定する施設基準に適合している旨を地方厚生局長等に届け出ている保険医療機関であること。
 - ② 当該保険医療機関が受託して行った検査の結果について、当該保険医療機関に業務を委託した保険医療機関に対して、臨床的な意義等適切な医学的解釈その他の必要な事項を報告すること。
- 二十六 最小侵襲椎体椎間板揺擺洗浄術
イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
脊椎感染症

十八、MEN1遺伝子診断
(削る)

イ (略)
ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

- ① 内分泌代謝科専門医（一般社団法人日本内分泌学会が認定したものをいう）、外科専門医（一般社団法人日本外科学会が認定したものをいう）、耳鼻咽喉科専門医（一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定したものをいう）又は臨床遺伝専門医であること。

(2) ②・③ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

- ① 専ら整形外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
 - ② 整形外科専門医であること。
 - ③ 当該療養について三年以上の経験を有すること。
 - ④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として八例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。
- 保険医療機関に係る基準

(2) 整形外科を標榜していること。

- ① 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- ② 麻酔科標榜医が配置されていること。
- ③ 診療放射線技師が配置されていること。
- ④ 病床を二十床以上有していること。
- ⑤ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、常時、入院患者の数が又はその端数を増すごとに一年以上であること。ただし、当該病棟においては、一日に看護を行う看護職員の数、看護職員の数、本文の規定にかかわらず、二以上であること。
- ⑥ 当直体制が整備され、専ら整形外科に従事する医師が当直を行っていること。
- ⑦ 緊急手術体制が整備されていること。
- ⑧ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- ⑨ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- ⑩ 医療安全管理委員会が設置されていること。
- ⑪ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- ⑫ 届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

二十七及び二十八 削除

二十九、MEN1遺伝子診断

イ (略)
ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

- ① 内分泌代謝科専門医（一般社団法人日本内分泌学会が認定したものをいう）、外科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

(2) ②・③ (略)

(削る)

三十 金属代替材料としてガラスファイバーで補強された高強度のコンポジットレジンを用いた三ユニットブリッジ治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
臼歯部中間欠損（臼歯部のうち一歯が欠損し、その欠損した臼歯に隣接する臼歯を支持歯とするものに限る。）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら歯科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

② 補綴歯科専門医（公益社団法人日本補綴歯科学会が認定したものを用いる。）であること。

③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する歯科医師又は補助を行う歯科医師として六例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する歯科医師として五例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 歯科を標榜していること。

② 実施診療科において、常勤の歯科医師が配置されていること。

③ 歯科衛生士及び歯科技工士が配置されていること。

④ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑤ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑥ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑦ 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

三十一・三十二 (略)

イ 内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術

対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
甲状腺がん（未分化がんを除き、甲状腺皮膜浸潤及び明らかかなリンパ節腫大を伴わないものに限る。）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら外科、頭頸部外科、耳鼻咽喉科又は内分泌外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

② 甲状腺外科専門医（日本甲状腺外科学会（平成十七年十月二十九日設立）が認定したものを用いる。）又は内分泌外科専門医（日本内分泌外科学会（昭和六十三年七月二十四日設立）が認定したものを用いる。）であること。

③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

⑤ 「内視鏡下甲状腺手術ワーキンググループ」（平成二十五年十一月二十二日に日本甲状腺外科学会及び日本内分泌外科学会が合同で設置したものを用いる。）が作成する名簿に登録していること。

十九・二十 (略)

(削る)

(削る)

- (2) 保険医療機関に係る基準
 - ① 外科、頭頸部外科、耳鼻咽喉科又は内分分泌外科を標榜していること。
 - ② 当直体制が整備されていること。
 - ③ 緊急手術体制が整備されていること。
 - ④ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - ⑤ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - ⑥ 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - ⑦ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- 三十四 FOLFOX6単独療法における血中5-FU濃度モニタリング情報を用いた5-FU投与量の決定
 - イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
 - 大腸がん(七十歳以上の患者に係るものであって、切除が困難な進行性のもの又は術後に再発したものであり、かつステージIVであると診断されたものに限る。)
- ロ 施設基準
 - (1) 主として実施する医師に係る基準
 - ① 専ら外科又は腫瘍内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
 - ② がん治療認定医(一般社団法人日本がん治療認定医機構が認定したものをいう。以下同じ。)又はがん薬物療法専門医であること。
 - ③ FOLFOX療法について十例以上の症例を実施していること。
 - (2) 保険医療機関に係る基準
 - ① 外科又は腫瘍内科を標榜していること。
 - ② 薬剤師が配置されていること。
 - ③ 臨床検査技師が配置されていること。
 - ④ 当直体制が整備されていること。
 - ⑤ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
 - ⑥ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
 - ⑦ 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - ⑧ がん治療認定医又はがん薬物療法専門医の研修施設であること。
 - ⑨ 届出月から起算して六月が経過するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。
 - ⑩ 当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。
- 三十五 削除
- 三十六 腹腔鏡下広汎子宮全摘術
 - イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
 - 子宮頸がん(ステージがIA2期、IB1期又はIIA1期の患者に係るものに限る。)
- ロ 施設基準
 - (1) 主として実施する医師に係る基準
 - ① 専ら産婦人科又は婦人科に従事していること。
 - ② 産婦人科専門医であること。

二十一 (略)

二十二 多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

ウイルス感染症が疑われるもの(造血幹細胞移植(自家骨髄移植、自家末梢血幹細胞移植、同種骨髄移植、同種末梢血幹細胞移植又は臍帯血移植に限る)後の患者に係るものに限る。)

ロ (略)

二十三・二十四 (略)

二十五 腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 婦人科腫瘍専門医(公益社団法人日本婦人科腫瘍学会が認定したものをいう)であること。

③・④ (略)

(2) (略)

③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。

④ 腹腔鏡手術について五年以上の経験を有すること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 産婦人科又は婦人科、病理診断科及び麻酔科を標榜していること。

② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③ 病理診断科及び麻酔科において、常勤の医師がそれぞれ一名以上配置されていること。

④ 臨床工学技士が配置されていること。

⑤ 診療放射線技師が配置されていること。

⑥ 病床を二十床以上有していること。

⑦ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟においては、一日に看護を行う看護職員の数、本文の規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑧ 当直体制が整備されていること。

⑨ 緊急手術体制が整備されていること。

⑩ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑪ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑫ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑬ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑭ 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

三十七 (略)

三十八 多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診断

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

ウイルス感染症が疑われるもの(造血幹細胞移植(自家骨髄移植、自家末梢血管細胞移植、同種骨髄移植、同種末梢血管細胞移植又は臍帯血移植に限る)後の患者に係るものに限る。)

ロ (略)

三十九・四十 (略)

四十一 腹腔鏡下傍大動脈リンパ節郭清術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 婦人科腫瘍専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

二十六・二十七 (略)

二十八 血中TARC濃度の迅速測定

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

汎発型の皮膚疹じん(皮膚科専門医(公益社団法人日本皮膚科学会が認定したものをいう。以下同じ。)が重症又は重症化の可能性があると判断したものであって、薬疹じが疑われるものに限る。)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら皮膚科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

② 皮膚科専門医であること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 皮膚科を標榜ひょうぼうしていること。

② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されており、そのうち一名は当該診療科について十年以上の経験を有する皮膚科専門医であること。

③ 内科において常勤の医師が配置されていること。

④ 臨床検査技師が配置されていること。

⑤ 病床を百床以上有していること。

⑥ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数かずが、常時、入院患者の数かずが十又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数かずが本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数かずが、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑦ 当直体制が整備されていること。

⑧ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑩ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑪ 医療安全管理委員会が設置されていること。

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

(削る)

(削る)

一〇三 (略)

(削る)

四 (略)

(削る)

(削る)

四十二・四十三 (略)

(新設)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一 削除

二 削除

三〇五 (略)

六 削除

七 (略)

八及び九 削除

十及び十一 削除

<p>五〇七 (略)</p> <p>四九 (略)</p> <p>八・九 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>十〇六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>一七〇二三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二四〇二六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二七 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二八 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>二九〇三七 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三八〇四五 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>四六〇五一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>五二〇五六 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>五七〇六二 (略)</p> <p>六三 マルチプレックス遺伝子パネル検査</p> <p>又は術後に再発したものであって、原発部位が不明なもの又は治療法が存在しないもの、従来の治療法が終了しているもの若しくは従来治療法が終了予定のものに限る。</p>	<p>進行再発固形がん (切除が困難で進行性のもの)</p>
<p>一三〇一四 (略)</p> <p>一五 (略)</p> <p>一六・一七 (略)</p> <p>一八 (略)</p> <p>一九 (略)</p> <p>二〇〇二六 (略)</p> <p>二七 (略)</p> <p>二八〇三四 (略)</p> <p>三五 (略)</p> <p>三六〇三八 (略)</p> <p>三九 (略)</p> <p>四〇 (略)</p> <p>四一 (略)</p> <p>四二 (略)</p> <p>四三 (略)</p> <p>四四〇五二 (略)</p> <p>五三 (略)</p> <p>五四〇六一 (略)</p> <p>六二 (略)</p> <p>六三〇六八 (略)</p> <p>六九 ヒトIL-11製剤を用いた心筋保護療法</p> <p>行する場合に限る。</p> <p>七十 重粒子線治療</p> <p>前立腺がん (遠隔転移しておらず、D, Amico分類で高リスク群と診断されるものに限る。)</p> <p>七二 陽子線治療</p> <p>前立腺がん (遠隔転移しておらず、NCCN分類で中リスク群と診断されるものに限る。)</p> <p>七三 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>ST上昇型急性心筋梗塞 (再灌流療法を施)</p>